

神奈川、昭50不29、昭53.9.16

命 令 書

申立人 神奈川私学教職員組合連合
申立人 神奈川私学単一労働組合川崎協立幼稚園分会
申立人 X 1、X 2、X 3

被申立人 川崎協立幼稚園こと Y

主 文

- 1 被申立人は、申立人 X 1 及び同 X 2 について次の措置をとらなければならない。
 - (1) X 1 及び X 2 をクラス担任として就労させること。
 - (2) 昭和50年8月1日以降就労に至るまでの間、X 1 及び X 2 が就労していたならば被申立人から支払われたであろう金員相当額に年5分の割合による金員相当額を加算して支払うこと。
- 2 被申立人は、下記の文書を申立人神奈川私学教職員組合連合及び同神奈川私学単一労働組合川崎協立幼稚園分会に手交しなければならない。

記

当園は、貴組合を嫌悪して X 3、X 1 及び X 2 に対し一方的にクラス担任はずしを行いさらに X 1 及び X 2 に対しては仕事の取上げ、職場八分などのいやがらせを行うばかりでなく解雇まで行ったことは、今般、神奈川県地方労働委員会において労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。

よって、ここに深く陳謝するとともに、今後かかる不当労働行為を行わないことを誓約

いたします。

昭和 年 月 日

神奈川私学教職員組合連合

執行委員長 A 1 殿

神奈川私学単一労働組合川崎協立幼稚園分会

分会長 X 3 殿

川崎協立幼稚園長

Y ㊟

3 その余の申立ては、これを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 申立人神奈川私学教職員組合連合（以下「私教連」という。）は、神奈川県下における私立学校の教職員をもって組織する労働組合と神奈川私学単一労働組合（以下「私学単一」という。）をもって構成する連合体である。申立人私学単一川崎協立幼稚園分会（以下「分会」という。）は、川崎協立幼稚園の教職員をもって組織される労働組合である。

また、申立人 X 1（旧姓 X 1 以下「X 1」という。）、申立人 X 3（旧姓 X 3 以下「X 3」という。）及び X 2（旧姓 X 2 以下「X 2」という。）は、いずれも分会の組合員であり、申立時 X 1 は分会長であった。

(2) 被申立人 Y（以下「園長」という。）は、川崎協立幼稚園（以下「園」という。）を経営し、副園長には妻の B 1（以下「副園長」という。）がなっている。副園長は、横須賀で栄光幼稚園の経営にあたっている。申立当時、園の職員総数は12名で、内訳は教員9名、教員補助者1名、園長及び副園長であった。

園児数は196名、クラス数は6クラスであった。

2 X 2の採用

X 2は自宅に近い園に教諭として勤めようと昭和47年12月副園長の面接を受けた。その際、X 2は、持病があり月1回通院を要する旨を述べ、引き続き副園長に園内の案内をしてもらった。翌年1月、X 2は園長及び副園長との面接において再び持病の内容及び通院の必要性を話し合った。話し合いの過程で園長はX 2の採用を渋ったものの副園長が何度も「大丈夫よね。」といい園長も承諾するに至った。

3 分会の結成とその後の経過

- (1) 昭和48年3月17日X 1ら分会員が分会結成通知書を読み上げたところ園長は「もういい、組合なんか認めない。組合はアカだ。B 1の管理不行届だ。」と発言し、いったん園長室に入ったものの出てきて「C 1君ちょっと」と言ってC 1教諭を連れていった。
- (2) 3月20日頃園長は、X 2と教諭であるC 2及びC 3を呼び「組合なんかできたけれど、まったくけしからん。特に私学単一が一番よくない。君たちはどう思うかね。」と発言した。
- (3) 3月21日頃園長及び副園長は、菓子おりをもってX 2宅を訪れ両親に向って「今度うちの園に組合みたいのができたけど、まったくけしからん。赤軍派みたいなものだ。そんなことをしたらお嫁に行けなくなる。」などと発言した。
- (4) 4月園長は、X 2など非組合員を自宅に招き「組合から（研究手当の）要求をされているが君達はほしいのかね。これからもこういう会をもとうじゃないか。」と発言し食事を皆でした。

その後もこの種の会合が開かれた。

- (5) 4月園長は、C 4主任を英才教育担当にし、C 5を実習生として採用した。
- (6) 5月17日、21日及び7月19日分会は、園児に組合文書を持たせ帰らせた。
- (7) 昭和49年4月園は、タイム・レコーダーを導入し実施した。また園長は、実習生であったC 5を教諭資格を取得したため正式に雇用し事務を担当させた。
- (8) 5月16日及び22日分会は、組合文書を園児に持たせて帰らせた。

(9) 5月23日分会が春闘要求のストを行った後、園長は、分会員に対し「ごろつき出て行け。」と発言し分会員を門外に追い出した。

(10) 7月4日X2は、分会に加入した。以後X2に仕事の手伝いをしていた副園長以下非組合員は手伝いをしなくなった。

4 X1、X2及びX3の病気

(1) 8月7日X1は、園児とともにプールに入って子供の世話をしていたところ、ころんでケガをしてしまい日本鋼管病院に入院した。

(2) 園は9月に行われる運動会の準備にあたり、従来協議して決めていた仕事の分担を一方的に決め用具係にX2と病気療養中のX1をあてた。結局X2は、一人で仕事をしたためか腰痛をおこし9月19日、20日及び21日と欠勤したうえ以後遅刻、欠勤が多くなった。

(3) 10月8日副園長は、運動会で職員がよく働いたとして欠勤中のX1及びX3を除き全職員に1人あて5,000円を支給した。

(4) X3は、持病の治療のため8月末から10月13日まで体んでしまった。同月14日登園したX3に対し副園長は、「なぜ分ごろ出てきたのか。大馬鹿者。」と発言した。

(5) 11月7日X1、X3及びA2が組合文書を園に無断で園児に持たせたので園は、譴責処分の言渡をした。

5 ボーナスの差別支給及び希望退職の募集

(1) 12月14日園はボーナスを非組合員に対して支給したが組合員には支給せず、組合員には後の24日に至って支給した。

(2) 昭和50年1月25日園長は、給与支給時に職員ひとりひとりに希望退職をするかどうか聞いた。X2にはとくに健康状態を聞いた。

(3) 2月14日園長はX1に希望退職の話合いを申し出、17日話合いをもったが全分会員は拒否した。

(4) 2月25日給与を支給するにあたって園長は、X2に対して「やめるのか、X1は分会長で気に入くない。」と発言した。

6 担任はずしと解雇

- (1) 4月2日園は、園児数減少に伴いクラス数も減少したためとしてX1及びX2（以下「両名」という。）をクラス担任からはずし、X3も同時に事務職に替えた。その際両名に対し退職勧奨を行った。両名及びX3のクラス担任はずしに伴いC4主任及びC5教諭が新たにクラス担任となった。
- (2) 4月2日及び3日クラス担任をはずされた両名が園長に「仕事を下さい。」といったのに対し、園長は両名に対して2階のオルガン教室へ行っているよう命じた。
- (3) 4月13日以降組合員が非組合員と出勤途上会っても非組合員はあいさつをしなくなった。たとえあいさつをしても、あたりを見まわして頭を下げるだけとなった。
- (4) 4月4日以降7月21日までクラス担任はずしに関して団交を14回も行ったが、園長はクラス担任はずしの基準として①遅刻・欠勤の多い者②健康状態のよくない者③勤務成績のよくない者をあげそれにのっとりクラス担任をはずしたと言った。また、組合が園長に退職勧奨などで納得できる資料の提出を求めたが園長は、昭和49年度の収支決算及び昭和50年度の収支予算を口頭で説明しただけであった。
- (5) 4月16日園長は、両名の机を2階のオルガン教室に運び上げ両名が抗議すると「君たちは文句を言ったから朝礼には参加させない。仕事をしなくてもいいと言っているのだからタイム・カードを押したら自宅へ帰っている。」と発言した。また、4月22日から園は、クラス担任をしている者だけの会議を新たに設け、職員会議を開催しない週は毎週開くことになった。
- (6) 5月12日、15日、21日、22日、23日、26日、27日、30日及び31日に両名が朝及び昼の自由遊びに参加していると園長又は副園長は、途中でそれらをやめてしまい、両名に2階のオルガン教室へ行くよう命じた。
- (7) 6月2日から7月5日まで両名が「仕事を下さい」というリボンを着用していたため6月2日に副園長は「子供によくないから取りなさい。」と発言した。
- (8) 6月9日園長は、両名がクラス担任をしないのだから「君たち2人は遠足の日は何でもよい。君たちは、用がないんだから来なくてもよい。」と両名に命じた。

(9) 6月11日園長は、兩名が遠足に行こうとしてバスに乗車しようとしたところ扉口に立ちはだかり兩名を乗せなかった。

(10) 6月18日副園長は、兩名が誕生カード作りの手伝いをしようとしたところ、それをさせなかった。

また、副園長は、掃除をしていた兩名からほうきやちりとりを取り上げた。

(11) 6月19日副園長は、兩名に対し「今日からお茶もお昼の食事も上の部屋で2人だけで取りなさい。」と発言した。また、副園長がX3のガリ版刷りの仕事を手伝っていた兩名に対し「手伝ってもらいたくない。」と言ったところ、これに反論していたX1に対し園長は「君は嫌いだ。大嫌いだ。顔を見るのもいやだ。」と発言した。

(12) 7月3日副園長は、兩名がトイレの掃除をしているとするなど言い、掃除後汚れていたと改めて掃除をした。

(13) 7月6日分会員は、バザーが園で開催されたが参加させられなかった。

(14) 7月25日園長は、収支の見込みからして赤字は必至でありもはや余剰人員はおけぬとして兩名に対して7月31日限りで解雇することを告知してきた。その際園は整理基準として①遅刻・欠勤の多い者②健康状態のよくない者③勤務成績のよくない者をあげた。

(15) X3が昭和51年4月1日にクラス担任に戻った。

7 整理解雇等の必要性についての立証

(1) 被申立人は、その経営状況を疎明するものとして園についての昭和48年及び同49年の貸借対照表、損益計算書と同50年の予算書を提出したが、申立人は、園が赤字見込と称するならば、昭和50年7月まで被申立人が園と栄光幼稚園の二つを経営していたのであるから、それを含めて税務署に提出していたところの決算書及び貸借対照表を提出するよう求めた。これに対し、被申立人は昭和48年、同49年と同50年の消費収支決算書を提出したが申立人が要求した税務署の同50年分の決算書と貸借対照表の提出は拒否し、これ以上資料を提出しない不利益は甘受すると言っている。

なお、被申立人の提出した各種財務諸表は、被申立人の経営する二つの幼稚園から

園に関する部分を公認会計士の手により分離して作成されたものである。

これらのうち、昭和50年の予算書と昭和48年、同49年、同50年の各収支決算書は、別表のとおりである。（編注、8頁、9頁掲載）

(2) 昭和48年度及び同49年度における各教諭の遅刻等の状況は次のとおりである。

昭和48年度及び同49年度の遅刻・早退・欠勤表

年 度 別 氏 名	昭和48年度			昭和49年度		
	遅刻	早退	欠勤	遅刻	早退	欠勤
◎X2	2回	4回	3回	83回	6回	10回
◎X1	41	2		53		32
C3	26	1		28	4	1
C6	6	1		22	1	
◎X3	1	2	2	13	1	38
C5	11			7		
C1	4			5	3	
◎A2	3			1		
C4		1				

◎は分会員

なお、昭和49年4月にタイム・レコーダーが園に導入されたため、この年度の具体的な遅刻の数値は次のとおりである。

昭和49年度職員遅刻表

遅刻時間	1分 ～ 5分	6分 ～ 10分	11分 ～ 1時間	1時間1分 ～ 1時間30分	1時間31分 ～ 2時間	2時間1分 ～ 3時間30分	それ以上	計
	回	回	回	回	回	回	回	回
◎X2	2	1	26	46	4	4	0	83
◎X1	36	10	4	0	0	2	1	53
C3	22	1	5	0	0	0	0	28
C6	19	1	0	0	0	2	0	22
◎X3	8	2	0	1	1	0	1	13
C5	6	1	0	0	0	0	0	7
C1	1	0	1	0	0	3	0	5
◎A2	1	0	0	0	0	0	0	1
C4	0	0	0	0	0	0	0	0

◎は分会員

(3) 園周辺の住民減少傾向と幼児減少傾向は次のとおりである。

住民減少傾向

地域	年度 4 3	年度 4 4	年度 4 5	年度 4 6	年度 4 7	年度 4 8	年度 4 9
田島支所管内	名 73,970	名 73,254	名 71,677	名 67,655	名 65,381	名 64,049	名 61,494
大島1丁目～5丁目 大島上町 追分町 田島町 桜本1丁目・2丁目 浜町1丁目～4丁目 鋼管通1丁目～4丁目	43,373	43,066	42,017	39,437	35,583	49,415	47,755

幼児減少傾向

地域	年度 4 9年度 5 歳児	5 0年度 6 歳児	5 0年度 5 歳児
川崎区	名 3,428	名 3,268	名 3,291
大島1丁目～4丁目 大島上町 追分町 田島町 桜本1丁目・2丁目 浜町1丁目～3丁目 鋼管通1丁目～2丁目	614	597	540

別表(1)

昭和50年度 予算書

(単位は千円)

科目	予 算 額	科目	予 算 額
月謝収入	21,143	給料	17,667
入園料	7,350	教材費	5,000
教材費収入	1,200	消耗品費	800
雑収入	957	行事費	1,050
収入合計	30,650	研究費	330
		通信費	120
		交通費	700
		接待会議費	780
		租税公課	40
		衛生費	120
		光熱費	730
		修繕費	360
		険険料	1,000
		地代	260
		退職基金	600
		社会保険料	900
		顧問料	600
		減価償却費	1,200
		雑費	120
		支払利息	600
		支出合計	32,977
		差引利益	△ 2,327

別表(2)

消費収支決算書

年別決算額		昭和48年	昭和49年	昭和50年	年別決算額		昭和48年	昭和49年	昭和50年
科目					科目				
園児納付金	授業料①	15,004,600	19,201,400	22,601,700	人件費	教職員給与⑱	7,877,736	12,257,756	15,500,832
	その他納付金②	768,475	977,500	1,259,050		専従者給与⑳			
	入園料③	3,825,000	4,979,000	7,215,000		その他人件費㉑	863,876	877,709	1,693,242
	小計④	19,598,075	25,157,900	31,075,750		小計(人件費)㉒	8,741,612	13,135,465	17,194,074
寄付金	寄付金⑤				教育経費	消耗教材費㉓	1,785,202	3,041,595	3,799,620
	その他収入⑥					消耗備品費㉔	317,925	633,675	426,339
補助金等	国庫補助金⑦					行事費㉕	833,682	836,618	951,600
	地方公共団体補助金⑧		449,000	666,000		研究費㉖	121,465	264,568	142,750
資産運用収入	貸付金利息等⑩					安全保険料㉗			
	施設使用料⑪	459,720	577,500	517,250		小計(教育経費)㉘	3,058,274	4,776,456	5,320,309
	小計⑬	459,720	577,500	517,250		消耗印刷費㉙			54,170
補助活動等収入	給食費収入⑭					管理経費	通信費㉚	84,580	92,536
	用品代収入⑮				旅費交通費㉛		121,150	527,670	527,650
	その他収入⑯	237,000	293,950	61,200	接待会議費㉜		565,815	603,786	1,209,269
	小計⑰	237,000	293,950	61,200	租税公課㉝		21,000	21,000	252,495
収入合計④+⑨+⑬+⑰	20,294,795	26,478,350	32,320,200	広告宣伝費㉞				24,000	
				衛生費㉟	85,225		38,905	66,185	
				顧問料㊱	310,000		350,522	1,871,200	
				地代賃借料㊲	266,575		206,801	270,720	
				光熱水道費㊳	488,289		578,241	681,925	
				修繕費㊴	122,630		288,290	354,710	
				損害保険費㊵	200,090		796,390	500,710	
				その他㊶	17,000		67,270	164,284	
				小計㊷	2,282,354		3,571,411	6,097,843	
				減価償却費㊸	854,174		933,237	1,161,311	
				計㊹					
				⑲+㉘+㊷+㊸	14,936,414		22,416,569	29,773,537	
				財務的支出	支払利息㊺	946,295	600,312	318,992	
					その他㊻				
				小計㊼	946,295	600,312	318,992		
				補助活動支出	給食費㊽				
					用品代㊾				
				その他㊿					
				小計㋀					
				計㋁					
				⑲+㊼+㋀	15,882,709	23,016,881	30,092,529		
				消費収支差額(剰余金額)㋂	4,412,086	3,461,469	2,227,671		
				青色申告控除額(みなし法人課税)㋃(選択者は除く)					
				所得金額㋄	4,412,086	3,461,469	2,227,671		
				㋂-㋃					

第2 判断及び法律上の根拠

1 両名の解雇などについて

申立人は、被申立人が両名とX3のクラス担任をはずしさらに両名を解雇したことは不当労働行為であると主張し、被申立人は、それらは園児数減少に伴う人員整理の必要上合理的な基準に基づいてなされたもので不当労働行為とは無関係であると主張するので、以下判断する。

(1) 経営危機に対する園のとりくみ方

園は昭和50年度を迎えるにあたり園児数が約60名減となり、昭和51年度以降も減少傾向が続くであろうこと、したがって、教諭の数もゆくゆくは減らさざるを得ないかもしれないことは推認するに難くない。

しかしながら、被申立人は、両名を解雇した時点までは二つの幼稚園を経営していたのであるから、一般の企業において一部門の採算が悪化した場合、まず事業の転換や従業員の配置転換等の対策を企業全体で考えるのが普通であるように、被申立人においても二つの幼稚園の経営者として経営全体をみたうえでの対策があつてしかるべきものであるが、被申立人が、ことさら栄光幼稚園に立ち入ることを避けて問題を園のみに限ろうとしたうえ、前記の担任ははずしと解雇以外には見るべき対策が一つもなかった点は不自然のそしりを免がれ得ないところであろう。

審問中の申立人の要求にもかかわらず被申立人は本来一本の財務諸表を明らかにせず、あえて公認会計士をして分離させたとして園のみの決算書・予算書等を提出したが、それらのみで園の赤字見込と解雇の必要性を立証しようとしても必ずしも説得力十分とは認められないところ、それらによっても昭和50年の予算書は大部分の費目が機械的に対前年比1.25倍として計上されたもので、その結果232万円余の赤字見込となっても、それだけでただちに解雇に結びつくほどの差し迫った状況を示すものとは認めがたい。結果論ではあるが、同年の決算書と対比してみると各費目ごとの予算と決算には著しいばらつきが見られ、接待料に対前年比2倍にもものぼる120万円を費し顧問料を同5倍の187万円に急増させてもなお220万円余の黒字決算となっており、赤

字見込がいかにずさんな根拠をもって作りだされたかを示すものといっても過言ではない。被申立人は、兩名を解雇したと園長の給与が支払われていないための黒字だと説明するが、支払の明細も明らかにせず、公認会計士がいかなる基準で両園に振り分けたかも明らかにしない以上、その説明にそのまま首肯することはできない。

以上のように、園児数の減少、赤字見込から整理解雇に至る因果関係につき、被申立人の立証は万全を期したものとはいえず、申立人の主張するように整理解雇の必要性すら全く否定するものではないにせよ、少なくとも、通常企業として取られるべき最後の手段たる整理解雇に至らざるを得ないとする緊急性の存在には疑問を抱かざるを得ない。

(2) 担任はずしと解雇の基準とその適用

クラス担任はずしと整理解雇の基準は、さきに認定したとおり3項目よりなる同一のもので、それ自体はさして不自然なものではないが具体的に検討すると疑問がないわけではない。すなわち①X1に関して園はとくに遅刻が多いことをあげているが、その大部分が10分以下であり業務上の支障をきたしたとの疎明もなく従来不問にしてきていること②X2に関して健康状態が悪いこと・遅刻・欠勤が多いことをあげているが園は同人が病弱であることを知って採用し副園長らが従来仕事の手助けをしていたのでありそれを同人の組合加入後ぱったり止めるとか運動会の準備にあたって入院中のX1と一緒に用具係につけ、実際にはX2一人で仕事を担当せざるをえないようにし、そのようなことが重なって運動会終了後病状の悪化により遅刻・欠勤が多くなったこと③X3に関してとくに園児に対するケガが多いことをあげているが他の教諭との比較もなくX3だけケガをさせているとは考えられないことなどから、これらを総合勘案すると園は従来不問にしてきたことをことさら取り上げるとか園自ら原因を作り出していること、さらにこのような経験の深い同人らをことさらクラス担任からはずして従来クラス担任をしたことのない教諭をクラス担任につけていることからみると基準とその適用に疑問を生ぜざるをえないのである。

(3) 園の分会に対する姿勢

分会の結成以来園側の分会と分会員に対する対応に次の点がみられる。

- ① 分会結成通告に対し園長は「組合は認めない」などと発言していること
- ② その直後園長及び副園長が菓子おりまで持ってX2の自宅を訪問して「今度うちの園に組合みたいなものができたけれど、まったくけしからん。赤軍派みたいなものだ。そんなことをしたらお嫁に行けなくなる」と発言していること
- ③ X2が分会に加入する以前、X2を含めた非組合員のみを自宅に招いて夕食会を開いていること
- ④ 昭和48年の春闘における分会ストに対し園長が「ごろつき出て行け」といって分会員を園外に追い出していること
- ⑤ 従来副園長らは何かと仕事の世話をやいていたのに昭和48年7月にX2が組合に加入すると手のひらを返すように手助けをぱったりと止め以後運動会においても仕事のきびしい用具係につけたこと
- ⑥ 園は昭和49年度年末一時金の支給にあたり分会員には非組合員より特段の理由もなく10日も遅らせていること
- ⑦ 昭和50年2月園長はX2に「X1は分会長で気に入くない」と発言していること
- ⑧ 園長はクラス担任はずしという重大な労働条件の変更に関して何ら分会と協議することなく一方的に実施していること

以上のような一連の園長らの行為の流れからみて分会に対する極度の嫌悪感が認められる。

(4) 不当労働行為の成否について

たしかに、園の主張するように園児数の減少からくる職員数の過剰の状況は否定しえないとしてもクラス担任はずしにつき昭和50年度から実施せざるをえなくなったとする緊急性に乏しく、その基準及び適用についても必ずしも決定的なものが見られないのであれば、前述の分会に対する極度の嫌悪感からみてクラス担任はずしは分会員らをとことさら園児及び父兄から遠ざけ教諭としての誇りを傷つけた不利益取扱であり不当労働行為に当るものと判断せざるをえない。

さらに園は同年7月31日付で両名を整理解雇しているが、前記担任はずし以後

- ① 園長は「仕事を下さい」という両名を2階のオルガン室へ行くよう命じたこと
- ② 園長は一方的に両名の机を2階に運び上げ抗議する両名に自宅待機を命じたこと
- ③ クラス担任の教諭だけの担任会議を新たに設けX3及び両名を排除していること
- ④ 5月12日以降両名が朝・昼の自由遊びに参加していると園長又は副園長は途中でそれをやめてしまい両名に2階へ行くよう命じていること
- ⑤ 園長は6月11日の遠足に参加しようとした両名を車の扉口に立ちはだかり車内に入れず参加させなかったこと
- ⑥ 6月18日副園長は園庭で掃除をしている両名からほうきとちりとりを取り上げ掃除をさせなかったこと
- ⑦ 7月6日のバザーに名面を参加させないこと

以上のようないやがらせを続けたことからみて、両名に対し一層孤独感を深めさせ教諭としての誇りを喪失させることによって退職に追い込もうとしたことがうかがわれ、この間私教連とともに団体交渉をくりかえし、その地位を守ろうとした両名に対し、ついに解雇という強硬手段に出たものと認められるのであり、これは労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当する。

2 運動会終了後5,000円の支給について

申立人はX1及びX3に対して他の教員に支給された5,000円を支給しないのは分会を分断するものだと主張するが、X1及びX3は病気で運動会に出席していないのであるから運動会の慰労金を支給されないのは当然であり分会の分断であるとはいえない。

よって労働組合法第27条、労働委員会規則第43条を適用し、主文のとおり命令する。

昭和53年9月16日

神奈川県地方労働委員会

会長 江 幡 清